

地方自治体における情報システム(生活保護)の標準仕様書作成に向けた調査研究

第7回有識者検討会(2022年11月22日) 事務局資料

第7回有識者検討会 次第

<日時·場所>

令和4年11月22日(火) 13:15~15:15 オンライン開催(Zoom)

く議題>

- I. 開会
- II. 議事
 - 1. 今後の論点と下期の取組方針
 - 2. 自治体アンケート・ベンダヒアリング結果共有・協議
 - 3. 帳票作成方針の協議
 - 4. 次回検討会での協議事項の共有

III. 閉会

<配布資料>

資料1 第7回有識者検討会 事務局資料(本紙)

1. 今後の論点と下期の取組方針

1. 今後の論点と下期の取組方針 1.1. 下半期検討会予定と検討内容

- 令和4年度下半期の検討会については、主に標準仕様書1.1版公開に向けた検討・協議を実施します。12月には 全国意見照会用の1.1版案の検討を、2月には1.1版を承認いただく予定です。
- 本日の第7回検討会では、9月に実施したアンケートとヒアリング結果の共有・協議を行います。

実施済

第6回 書面 (9月)

- 1. 今後の論点と下期の取組方針(再掲)
- 2. アンケート実施方針の共有

本日

第7回 (11月)

- 1. 今後の論点と下期の取組方針(再掲)
- 2. 自治体アンケート・ベンダヒアリング結果共有・協議
- 3. 帳票作成方針の協議
- 4. 次回検討会での協議事項の共有



第8回 (12月) 1. 全国意見照会の内容検討



承認後、1.1版案で全国意見照会を実施

第9回 (2月)

- 1. 全国意見照会結果の取りまとめに係る協議①
- 2. 意見反映方針の協議

標準仕様 1.1版案



第10回 (2月)

- 1. 全国意見照会結果の取りまとめに係る協議②
- 2. 標準仕様の認識合わせ

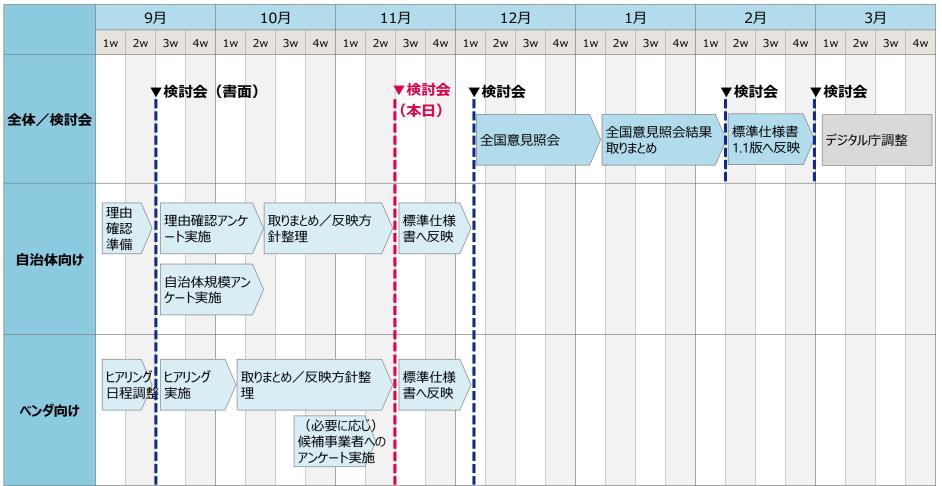


<u>協議結果を踏まえ、1.1版を確定</u>

1. 今後の論点と下期の取組方針 1.2. 下半期スケジュール概要及び検討会予定

- 下半期の作業スケジュール及び下半期の作業予定は以下のとおりです。
- 次回の第8回検討会では、12月に実施する全国意見照会の内容について検討・協議を実施します。

下半期スケジュール(概観)



2. 自治体アンケート・ベンダヒアリング結果共有

•協議

2. 自治体アンケート・ベンダヒアリング結果共有・協議 2.1. 自治体向け 理由確認アンケートの結果共有・協議

- 第2回全国意見照会で理由が未記載だった意見について、1.0版では対応せず、1.1版で対応することとしていましたので、9月に再調査を実施しました。今回の意見照会にて意見を頂戴した団体数と意見の件数について、整理した結果は以下の表のとおりです。今回も多くのご意見を頂戴しました。
- 再調査で頂いた意見について、本検討会にて検討が必要な事項を次ページ以降にまとめていますので、皆様の意見を確認します。

意見の提出状況

【各団体からの意見件数 内訳】

(単位:件数)

種別	機能帳票要件	帳票全般	合計
生活保護システム	506	106	612
レセプト管理システム	44	7	51
合計	550	113	計663

回答団体 内訳

埼玉県,千葉県,東京都,神奈川県,岐阜県,京都府,大阪府,兵庫県,福岡県,長崎県,熊本県

2. 自治体アンケート・ベンダヒアリング結果共有・協議 2.2. 検討事項一覧 (生活保護システム 機能・帳票要件 1/5)

機能要件の修正

機能	機能	意見		標準仕	事務局対応案
ID	名称	対象機能	意見内容・理由	様への 反映	内容
	相談内容 登録	生業計画書・・・葬祭扶助申請書・・	【意見内容】 ・住宅補修計画書、生業計画書、葬祭扶助申請書、自立計画書は申請時には作成する必要がないのではないか。 【理由】 ・住宅補修計画書、生業計画書、葬祭扶助申請書、自立計画書は生活保護を開始してから必要となる書類と考えられるため。		・ご意見のとおりと判断し、「住宅補修計画書」、「生業計画書」、「葬祭扶助申請書」、「自立計画書」を機能ID0210143(保護申請書等の作成)に移動する。
0210052 0210065	登録	内容を登録・修正・削除・照会できること。また、登録 した情報を一覧で確認できること。	【意見内容】 ・修正機能を削除すべきである。 【理由】 ・調査内容の修正は発行した帳票と差異が発生することになるため、調査内容の改ざんが発生する懸念があると考えます。(削除に関しては論理削除となる想定であり、ベンダーに調査依頼を行うことで論理削除された情報を取得できる前提と考えています)		・「修正」機能は誤入力の修正を行う際 に必要な機能であるため、現行の記載 のとおりとする。

2. 自治体アンケート・ベンダヒアリング結果共有・協議 2.2. 検討事項一覧 (生活保護システム 機能・帳票要件 2/5)

機能要件の修正

Lois date	100 tats	意見		標準	事務局対応案
機能 ID	機能 名称 	対象機能	意見内容·理由	仕様 への 反映	内容 ・ご意見のとおりと判断し以下のとおり修正する。 (修正前) 「種類(外来か入院か訪問看護か)」 (修正後) 「種別(外来、入院、訪問看護、訪問リハビリ、訪問診療)」 ・ご意見のとおりと判断し以下の債権の管理頃目に「督促日」を追加する。 ・生活保護法63条に基づく債権の情報・生活保護法77条に基づく債権の情報・生活保護法77条に基づく債権の情報・生活保護法78条に基づく債権の情報・生活保護法78条に基づく債権の情報・生活保護法78条に基づく債権の情報・生活保護法78条に基づく債権の情報・生活保護法78条に基づく債権の情報・生活保護法78条に基づく債権の情報・生活保護法78条に基づく債権の情報・生活保護法78条に基づく債権の情報・生活保護法78条に基づく債権の情報・対応なしとする。
		以下の情報を登録・修正・削除・照会できること。【管理項目】 ・・・ ・種類(外来か入院か訪問看護か) ・・・	【意見】 種別として、訪問リハビリ・訪問診療を追加 【理由】 訪問診療は、通院困難な患者に対し行われる診療行為である。よって、訪問診療の必要記載欄がないと訪問診療の要否の判定が不可能であるばかりか、実施機関や担当ケースワーカーに知らされないまま訪問診療が開始され、本来認められない診療訪問にかかる請求が発生する可能性が非常に高い。よって、種別として訪問リハビリ・訪問診療は「外来」にまとめられるのではなく、別だしにする必要がある。		「種類(外来か入院か訪問看護か)」
)210682	債権登録	以下の情報を登録・修正・削除・照会できること。 ・・・ -生活保護法63条に基づく債権の情報 【管理項目】 ・費用返還対象額(支弁額) ・費用返還控除額 ・費用返還決定額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【意見】 63条を始めとするすべての債権の管理項目に「公示日」「督促日」「納期限」「時効起算日」を追加すること。 【理由】債権の時効予定日は、「公示日」「督促日」「納期限」の関係によって決まるため、管理項目として必須である。 また、時効予定日と対になる「時効起算日」も必要である。	対応あり	・生活保護法78条に基づく債権の情報

2. 自治体アンケート・ベンダヒアリング結果共有・協議 2.2. 検討事項一覧 (生活保護システム 機能・帳票要件 3/5)

機能要件の追加

機能	機能	意見		標準仕	事務局対応案
ID	名称	対象機能	意見内容・理由	様への 反映	内容
	否及び程 度の決定	入力することにより、基準額、日割計算(期末一時扶助等を除く)、加算の重複調整、基礎控除を考慮した保護費の計算ができること。また、計算後に手入力修正が行えること。 ・手入力修正を行う場合を除き、変更前、変更後における保護費の根拠を示せること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	「保護申請時手持金の登録が出来、最低生活費の1/2を超える額については自動計算にて収入認定されること。また、手動での変更も		・就労収入や年金収入がある場合、手持金認定は単純な1/2とはならない等、 単純な自動計算がなじまず、現在の記載であっても業務を遂行できると考えられるため、現行の記載のとおりとする。
	の登録	【管理項目】 ・他法情報 ・資格情報(保険者番号、保険者名、被保険者区分、被保険者番号、取得日、喪失日) ・認定情報(認定申請日、申請事由、要介護状態 ・・・ 等	介護扶助10割者の登録の際のHから始まる番号を自動で付番すること。また、同一市内にいる間は同じ番号を使用するように制御すること。(区をまたいで転居した際に自動付番されないようにエラーメッセージ等の確認メッセージを	対応あり	・業務上必要と考えられるため、中項目「4.1. 介護券の交付(介護保険制度適用)」、機能名称「介護要件の登録」に以下の機能を必須で追加する。「介護扶助10割者の登録の際のHから始まる被保険者番号を自動で付番できること。また、同一市内にいる間は同じ番号を使用するように制御できること。」

2. 自治体アンケート・ベンダヒアリング結果共有・協議 2.2. 検討事項一覧 (生活保護システム 機能・帳票要件 4/5)

反映の要否について協議

166 44	Idio date	Ĭ.	意見	標準	事務局対応案
機能 ID	機能 名称 	対象機能	意見内容・理由	仕様 への 反映	内容
021056 ~ 021057 021059 ~ 021060 021061 ~ 021062	8 7 6 5		介護保険料の代理納付については、仮締め処理ができること。→介護保険料に限らず 【理由】 代理納付先と連携して対象月の代理納付対象者を確定させる必要があるため、名詞が東察所で使		・自治体によっては業務上必要と考えられるため、中項目「5.1. 定例支給(追加支給を含む)」、「5.2. 随時支給」、「5.3. 代理納付」の各締め処理に、仮締め処理機能をオプションで追加する。

2. 自治体アンケート・ベンダヒアリング結果共有・協議 2.2. 検討事項一覧 (生活保護システム 機能・帳票要件 5/5)

福祉事務所管理に関する機能

1414 604	LAIA FORM	Ţ.	意見	標準	事務局対応案
機能 ID	機能 名称	対象機能	意見内容・理由	仕様 への 反映	内容
0211021 ~ 0211023	-	 ・特定個人情報保護評価のしきい値判断に使用する対象者情報(生活保護法の対象範囲と外国人の生活保護法に準じた事務の対象範囲ごとの情報) ・住民記録情報 ・送付先情報 ・連絡先情報 ・口座情報 ・金融機関情報 ・基準額 ・保護施設の単価 	以下の機能の追加を希望。 ・行政区管内の受給世帯を複数の福祉事務所で 管理するための「出張所コード」の追加と出張所によ	対応あり	・ご意見のとおりと判断し、オプションで以下の機能を追加する(政令市の機能を追加する(政令市の機能) 機能ID 0211021 「複数の福祉事務所を管理するためのコードを登録・変更・削除・照会ができること」 機能ID 0211022(0210884の次の挿入) 「複数の福祉事務所別にデータの集計・管理ができること」 機能ID 02111023 「本庁において、各福祉事務所の権限でアクセス・操作ができること」

2. 自治体アンケート・ベンダヒアリング結果共有・協議 2.2. 検討事項一覧 (レセプト管理システム 機能・帳票要件 1/1)

機能要件の修正

LAIA	Ĭ.	意見	標準	事務局対応案
機f IE	対象機能	意見内容・理由	仕様 への 反映	内容
0350	診療年月医療機関	【意見】 「査定結果」を管理項目ついて追加。 【理由】 再審査によって、レセプトが減点される場合があり、その減点点数が査定結果です。 受給者の医療扶助額を算出する場合、査定が行われたレセプトであれば査定結果を踏まえなければ正しい医療扶助額が算出できないため、査定結果の取り込みは必須であると考えます。		・業務上必要と考えられるため、機能ID0350034に以下を追加する。 「・査定結果(減点点数)」

2. 自治体アンケート・ベンダヒアリング結果共有・協議 2.3. 自治体向け 自治体規模別アンケートの結果共有・協議(1/3)

- デジタル庁より、指定都市における機能の検討方法「標準仕様の指定都市における課題の検討体制・手順」が示されたため、参考として引用します。
- ■検討方法として、過半数以上の採用意見を優先し、少数意見であっても適宜議論を行うものとされています。

標準仕様の指定都市における課題の検討体制・手順 一部引用

○ 成案策定に向けて、仕様書を策定する立場である国が役割を果たしつつも、BPR等も含めた指定都市内での意見集約の役割が非常に重要。

具体的には、③※の判定に当たり、以下を決定方法のベースラインとし、適宜協議していく形としてはどうか。

決定方法のベースライン(原則)

- ・過半数以上の採用意見があるものを優先的に採用する。
- ・実装しないと多大な業務影響を生じるものがある場合を考慮し、<u>少数意見であっても、採用すべきかどうかについて</u>
 - 適宜、指定都市内での議論・調整を行う。
- ・人口規模や処理件数などを踏まえて複数案(最大でも2【P】)とすることは可とする。

※ 引用者注)

- ③は標準仕様の指定都市における検討のことを指す
- 着色、下線は引用者で付記

2. 自治体アンケート・ベンダヒアリング結果共有・協議 2.3. 自治体向け 自治体規模別アンケートの結果共有・協議 (2/3)

- 複数の福祉事務所を所管する自治体における必要な機能(監査機能・福祉事務所管理機能)を都道府県と政 令市に対して調査を実施しました。
- それぞれの回答結果と、そこから想定される方針案について協議を行います。

自治体向け 自治体規模別アンケート (新規機能) における結果と方針案

◆1 監査に関する機能(章として新設)

回答自治体数 都道府県:28 政令市:17

No	機能	【都道府県】 実装されている自治体数合計	【政令市】 実装されている自治体数合計
1.1	監査の実施計画を管理する機能	0	1
1.2	監査の結果を管理(参照・登録・修正・削除)する機能	0	0
1.3	監査の指導内容を管理(参照・登録・修正・削除)する機能	0	0
1.4	指導台帳を作成する機能	3	4
1.5	厚労省へ提出する監査資料を作成する機能	1	2

回答結果

現状はほぼすべての自治体において実装されていないと回答があった。

方針案

• 後述のベンダヒアリングにおいても、実装すべきとの回答がなかったため、監査機能については実装しない方針とする。

◆2 福祉事務所管理に関する機能

回答自治体数 都道府県:28 政令市:17

No	機能	【都道府県】 実装されている自治体数合計	【政令市】 実装されている自治体数合計
2.1	福祉事務所別に事務所コード割当し、管理する機能	17	15
2.2	管内の福祉事務所間でデータの引継ぎができる機能	0	8
2.3	福祉事務所別にデータ集計/管理する機能	16	16
2.4	本庁において、各福祉事務所の権限でログインできる機能	18	14

回答結果

• 2.2を除き現状実装されている都道府県と政令市が過半数を占めた。

14 方針案

必要な機能と考えられるため、全国意見照会までに新規追加(都道府県・政令市オプション)として追加する。

2. 自治体アンケート・ベンダヒアリング結果共有・協議 2.3. 自治体向け 自治体規模別アンケートの結果共有・協議(3/3)

- オプション機能の自治体規模別の実装傾向を把握するため、都道府県と政令市に対して調査を実施しました。
- 回答結果と、そこから想定される方針案について協議を行います。

自治体向け 自治体規模別アンケート(標準オプション機能)における結果と方針案

調査の目的

• 自治体規模別に実装の傾向が見られるか確認するため、標準仕様書1.0版における標準オプション機能のうち、現行システムでの実装有無を調査した

回答結果

都道府県:28 政令市:17 から回答を頂戴した

方針案

• 少なくとも政令市or都道府県どちらかで過半数以上の実装がされているものを優先的に政令市・都道府県オプションとして検討する

(標準オプション機能の全475機能のうち、250件程度が該当する見込み)

- ➤ そのうち、市町村間の調整など都道府県しか扱わないものは政令市オプションから除外する
- ▶ なお、実装しないと多大な業務影響を生じるものがある場合を考慮し、少数意見であっても、 採用すべきかどうかについて適宜、調整を行う
- 上記方針で整理した機能要件を1.1版案として次回の検討会で提示する

2. 自治体アンケート・ベンダヒアリング結果共有・協議 2.4. ベンダ向け ヒアリングの結果共有

- 1.1版においてシステム開発上の不整合を取り除くため、検討会オブザーバのベンダに対してヒアリングを実施しました。
- 主な回答結果を共有します。いただいた要望については、次回の検討会及び全国意見照会後のとりまとめにおいて修 正対応を行う予定です。

調査の概要

ベンダ向け ヒアリングにおける結果

対象:

- ・生活保護システムベンダ4社 「北日本コンピューターサービス (取りまとめ)、富士通 Japan、アイネス、IJC1
- •法研

期間:

 $10/7 \sim 10/21$

実施方法:

- ・メールで回答
- ・法研はWebヒアリングを実施

	健康管理支援機 能
機能への	自治体規模別機
意見	能

FUC機能

用語の統一

その他 意見

帳票印字項目とレ イアウトの紐づけ

帳票レイアウトの統 一件整備

- レセ管システムの機能を生保システムに流用することは支障が ある
- 各市、区の情報集約機能(統計の集計、マスタ管理、権限 設定 等) は各社で共通して政令市等で実装されている
- 現在開発方針策定中である
- 自治体やベンダ固有の名称を整理し、他の標準仕様との整合 を図ってほしい
- 帳票において、印字項目とレイアウトの対応関係が分かるよう にしてほしい
- 帳票レイアウト間の整合性を図ってほしい
- 帳票レイアウトは参考扱いでよいか

3. 帳票作成方針の協議

3. 帳票作成方針の協議 3.1. 帳票作成方針の整理

- 1.0版で未定義だった帳票を1.1版にて定義するにあたり、他業務の標準仕様書を参考に作成方針を整理しました。
- ■また、これらの方針に対してベンダからの様々なご意見を頂戴しました。

帳票作成方針の整理

ベンダからの主な意見 抜粋

定義する帳票	の組み合わせ	
外部帳票	必須	定義
外部帳票	オプション	未定義
内部帳票	必須	未定義
内部帳票	オプション	未定義
外部帳票	必須	定義
外部帳票	オプション	定義
内部帳票	必須	未定義
内部帳票	オプション	未定義
外部帳票	必須	定義
外部帳票	オプション	未定義
内部帳票	必須	定義
内部帳票	オプション	未定義

左記の定義範囲とした理由

内部帳票は帳票概要や出力条件を 中心に標準仕様の定義を行っており、 帳票印字項目や帳票レイアウトは定 義していないため

内部帳票は基本的にEUC 機能等を 活用し作成することとしており、帳票詳 細要件及び帳票レイアウトは定めない ため

【実装必須機能】とされている様式・帳票は必ずシステムに実装されるため

外部帳票/内部帳票や必須/オプションで一律で定めることが難しい可能性があるため

- 生保ベンダ4社内で運用が統一できない 帳票(2種)は詳細要件と帳票レイアウトの定義はできない 上記以外の帳票については、すべて定義 すべきである
- パッケージを開発するベンダの立場としては、必須帳票が定義されている#3を想 定している
- 利用する自治体の立場としては、外部帳票が定義されている#2が望ましいと思われる
- 内部帳票は自治体内部で使用するもの と理解し、定義する必要はないと認識して いる

2

3

3.2. 生活保護標準仕様書における帳票定義方針(案)

- 1.0版から行ってきた帳票についての検討経緯をまとめました。
- 自治体とベンダのそれぞれから頂いたご意見を踏まえ、「外部帳票:定義あり」「内部帳票:定義なし」の方針とする ことを想定しています。

これまでの検討経緯及び帳票定義方針(案)

検討の流れ

検討内容・方針

1.0版に 向けた 整理

7月 全国意見照会

● 外部帳票(必須)の詳細要件とレイアウトを定める

- 内部帳票は基本的にEUC機能等を活用し作成することとする
 - ▶ 上記方針にて全国意見照会を実施し、自治体の意見を踏まえ1.0版を策定した

ベンダヒアリング

● 標準的に利用する帳票は可能な限り定義されていることが有用である

● 定義することで開発上不都合がある帳票はほとんどない

1.1版に 向けた 整理

作業方針整理

- 自治体としては、1.0版で必要な帳票は整理済みであり、内部帳票はEUC機能等を活用する想定
- ベンダとしては、特段定めてはいけない帳票はなく、可能な限り定義される想定
 - ▶ システムから出力されることが前提となる外部帳票は、EUC機能等で代替できないため1.1版で定義し、全国意見照会で自治体意見を確認する

外部帳票 定義

• EUC機能等で代替できないため、詳細要件とレイアウトを定義する

内部帳票 非定義

• 内部帳票は基本的にEUC 機能等を活用し作成することとするため、帳票詳細要件及び帳票レイアウトは定めない

4. 次回検討会での協議事項の共有

4. 次回検討会での協議事項の共有 4.1. 次回検討会での協議事項概要

- 次回の第8回検討会では、12月に実施する全国意見照会の内容について承認をいただく予定です。
- 全国意見照会では、主に機能要件と帳票要件に関して、1.0版から1.1版案における変更点に対する意見を照会する想定です。
- なお、検討会委員に対しては、1.0版から1.1版案における変更点に限定せず、要件全般に対して意見を照会することを予定しています。

全国意見照会の照会内容









1.0版 →1.1版 の変更

- 自治体規模別列の追加
- 理由未記載アンケートの意見対応
- 整合性の観点での修正(誤字等)
- 新規外部帳票の追加
- ・ 理由未記載アンケートの意見対応
- 整合性の観点での修正(誤字等)

整合性の観点での修正(誤字等)

意見照 会実施 方針

全国自治体に対して:1.0版→1.1版での変更点に限定して照会

検討会委員に対して:標準仕様書全般について照会

その他残課題の整理

オンライン資格確認の検討 状況の共有

管理項目の精緻化

指定都市における課題の検討 (デジタル庁)

実装類型の見直し(デジタル庁)